

全国健康保険協会の保険に加入されている方へ

●全国健康保険協会加入者の医療費助成について

医療費の窓口負担は、所得に応じて1か月の上限額が決まっています。入院や手術によって医療費が高額になる場合、加入している社会保険から高額療養費が支給されることがあります。

この場合、重度心身障害者医療費助成金は高額療養費相当分を差し引いて支給しますが、助成金額を計算する際に市役所では受給者本人の窓口負担上限額を把握することができないことから、適用区分を【エ】：57,600円、R8.8月診療～61,500円（もしくは44,400円）とみなして処理しています。（※70歳以上の受給者の方については調整区分が異なります。）

医療費助成の流れ

①…診療から約3か月後、窓口負担上限額を区分【エ】とみなして調整して助成



②…重度医療助成額と保険者から的高額療養費を足して、窓口での医療費負担額にならない場合



③…市役所へ保険者からの支給決定または不支給決定通知書を持参していただく。

※上記通知書のみでは判断できない場合は追加で書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

適用区分が【エ】以外の方については、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の写しをあらかじめご提出いただくことにより、①の助成処理において正しい区分に変更して行うことができます。（適用区分はマイナポータルの保険証画面から確認できます。）

●社会保険へ的高額療養費の申請をお忘れではありませんか？

医療費が高額になった場合、重度心身障害者医療費助成金として本人口座に振込されるのは、高額療養費相当額を差し引いた額になり、高額療養費相当分は加入している社会保険から支給されます。医療費が高額になった場合の高額療養費の請求・支給方法については加入保険ごとに取扱いが異なりますが、申請をしないと支給されない場合がありますので、社会保険へ忘れずに申請をしてください。

※加入する保険に変更があった場合は速やかにお手続きをお願いします

加入保険証の内容に変更があった場合は、重度心身障害者医療費助成金受給者証もあわせて変更する必要があります。保険情報と受給者証の記載内容に相違がある場合には自動還付にならないことがありますので変更のお手続きをお願いします。

【問合せ・提出先】

甲府市役所 障がい福祉課 医療支援係（本庁舎2階）
TEL055-237-5642（直通）